



総務省

地方公共団体に対する 発注の平準化に向けた取組等の要請について

令和元年12月10日(火)

総務省

総務省からの地方公共団体への主要要請①

【通知による要請】①(公共工事について)

「公共工事の円滑な施工確保について」(抄)

〔平成31年2月8日付け 各都道府県知事(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課)、各指定都市市長(財政担当課、契約担当課)等宛〕
総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長通知

4. 施工時期等の平準化について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。補正予算による事業について、経費を繰り越して翌年度に契約する、あるいは翌年度にわたる工期を設定して契約する場合は、適正な工期が確保された上で翌年度内に工事が完了するよう、計画的な発注に努めること。

「速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について」(抄)

〔平成31年2月8日付け 各都道府県知事(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課)、各指定都市市長(財政担当課、契約担当課)等宛〕
総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長通知

～工事の発注や、契約締結後の工期の変更に当たって、やむを得ない事由が発生し、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3及び第43条の3や地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条に基づき、繰越制度を適切に活用することで、翌年度にわたる工期を設定することが可能であります。しかしながら、一部の地方公共団体においては、慣例により繰越明許費の計上が年度末の議会に限定されていることから、それまでの間、翌年度にわたる工期の設定や工期の変更が行われていないといった、繰越制度が適切に活用されていない事例が、少なからず見受けられるところです。

以上を踏まえ、地方公共団体におかれては、別添の措置を講ずること等により適切に繰越制度を活用していただくようお願いします。

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(抄)

〔令和元年10月21日付け 各都道府県知事(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課)、各指定都市市長(財政担当課、契約担当課)等宛〕
総務大臣、国土交通大臣通知

3. 施工時期の平準化

～計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

各地方公共団体におかれては、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。

なお、今後、施工時期の平準化については、各地方公共団体における取組の「見える化」を通じて積極的な推進を図るため、平準化の進捗状況及び施策の取組状況について適時調査を行い、他の団体と比較できるように公表するとともに、取組の進んでいない地方公共団体に対しては個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施するなど、平準化に向けて積極的な取組を促進することとしているので留意されたい。

総務省からの地方公共団体への主要要請②

【通知による要請】②(公共工事を含む発注一般について)

「官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について」(抄)

(平成30年12月28日付け 各都道府県知事(契約担当課、市区町村担当課)、各指定都市市長(契約担当課)等宛)
総務省自治行政局長、厚生労働省労働基準局長、同省雇用環境・均等局長、経済産業省中小企業庁長官通知

官公需法第8条を踏まえ、当該「労働施策基本方針」に盛り込まれた事項のうち、地方公共団体における入札・契約手続及びその運用に関し、特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせしますので、各地方公共団体におかれましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)等の関係法令に基づき、適切な対応をお願いいたします。

記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保について」(抄)

(令和元年9月10日付け 各都道府県知事(契約担当課、市町村担当課)、各指定都市市長(契約担当課)等宛 自治行政局長通知)

地方公共団体は、従前から、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされ(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第8条)、本年も9月10日に「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各地方公共団体あてに中小企業・小規模事業者の受注機会の増大について要請されている(令和元年9月10日付20190905中第2号)ところであり、地方公共団体における入札・契約手続及びその運用において、基本方針を十分に踏まえた対応※が求められます。

つきましては、特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせしますので、各地方公共団体におかれましては、関係法令に基づき、適切な対応をされるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、この旨周知願います。

※基本方針の中に、発注の平準化について規定している。

(国等は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。)

総務省からの地方公共団体への主要要請②

【会議等での要請】

- **全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議(平成31年1月25日、4月25日)**
(都道府県財政課長・市町村課長、政令指定都市財政課長出席 (総務省：関係局長、課長出席))

- **第1回都道府県中小企業者調達推進協議会(令和元年7月19日)**
(都道府県関係部長出席 (総務省：自治行政局長出席))

- **令和元年度官公需確保対策地方推進協議会(総務省出席会議)**

北海道(函館市)(10月23日)、宮城県(9月26日)、東京都(10月9日)、栃木県(10月1日)、群馬県(10月28日)、埼玉県(11月1日)、千葉県(10月24日)、神奈川県(11月8日)、愛知県(11月14日)、大阪府(10月31日)、広島県(10月17日)、愛媛県(10月29日)、福岡県(10月21日)、沖縄県(9月30日)

総務省からは、「平準化に向けた積極的な取組等の要請について」ということで、平準化に資する制度の周知や今までの通知等をあらためて要請させていただく。

(中略) 中小企業が地域経済に果たす役割を踏まえれば、中小企業の受注機会の増大を図り、その事業活動を活性化することは重要であると考え、地域の中小企業である建設業、印刷業、ビルメンテナンス業などについては公共調達の年度末集中への対応が原因で、長時間労働につながっているとの指摘もあることから、調達の平準化への対応を特にお願いしたい。

(中略) 発注の平準化は、発注者である地方公共団体にとっても、受注者である事業者にとってもメリットのあるもの。各地方公共団体においては、早期発注や債務負担行為の適切な活用、適切な工期・納期の設定により、より一層の発注の平準化に取り組んでいただくことをあらためてお願いしたい。